

盛岡市緑の基本計画改訂版（素案）について

平成 22 年 8 月 23 日
都 市 整 備 部

1. 緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市緑地法に規定されている「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」で、都市公園の整備や民間施設などを対象とする都市緑化の推進、緑化活動への市民参加の促進などを包含した、緑に関するマスタープランです。本市では、平成 13 年 6 月に平成 32 年度までの 20 年間を目標とする「盛岡市緑の基本計画」を策定しています。

2 改訂の背景

(1) 旧玉山村との合併

平成 18 年 1 月 10 日に北部に隣接する旧玉山村と合併し、人口約 30 万人、面積約 88,647ha の中核市となっています。

(2) 関連計画の策定や改訂

「盛岡市総合計画」や景観緑三法の制定に基づく「盛岡市景観計画」などの策定、「盛岡市都市計画マスタープラン」の改訂などが行われています。緑の基本計画は、これら関連計画に即し、適合または調和する計画として見直す必要があります。

(3) 計画の中間年次での見直し

平成 22 年度を中間年次として定め、施策の進捗状況や市民ニーズなどの変化に応じた見直しを行うこととしています。

3 改訂の内容

- ・旧玉山村を含んだ市域全域を計画の対象範囲としました。
- ・目標の進捗状況を把握できるような指標を設定しました。
- ・一人当たりの都市公園等面積の目標年次（平成 32 年度）での目標を「20 m²/人」から「12 m²/人」としました。
- ・施策の方向性「緑に親しむ機会や場を充実させます」を「緑の活動を支える人材を育成します」に改訂しました。
- ・緑化重点地区に、新たに「都南中央第三地区」を追加しました。
- ・計画に位置付けられた施策を推進するため、「市民・事業者・まちづくり団体・行政」のそれぞれの役割を追加しました。（※本計画では、NPO法人、町内会、教育団体、ボランティア団体などのことを「まちづくり団体」と定義します。）
- ・基本理念を実現するための計画の推進体制を見直しました。

- ・計画に位置付けられた施策の実施主体、時期を明確にしたアクションプログラムを作成しました。

4 「盛岡市緑の基本計画改訂版（素案）」の内容

- 第1章 計画の背景
- 第2章 盛岡市の緑の現状
- 第3章 計画の基本的な考え方
- 第4章 計画実現のための施策
- 第5章 緑化重点地区
- 第6章 計画の推進

5 改訂のスケジュール

平成21年10月23日	第1回盛岡市緑の基本計画策定（改訂）懇話会
11月24日	第2回盛岡市緑の基本計画策定（改訂）懇話会
平成22年1月25日	第1回庁内ワーキンググループ会議
3月3日	第2回庁内ワーキンググループ会議
4月19日	第3回庁内ワーキンググループ会議
6月2日	第3回盛岡市緑の基本計画策定（改訂）懇話会
7月1日	第4回盛岡市緑の基本計画策定（改訂）懇話会
7月27日	玉山区地域協議会
8月9日	政策形成推進会議
8月23日	市議会全員協議会
8月26日	盛岡市都市計画審議会
10月	計画案の縦覧及び市民意見の聴取（パブコメ，説明会）
11月中旬	第4回庁内ワーキンググループ会議
12月上旬	第5回盛岡市緑の基本計画策定（改訂）懇話会
12月下旬	計画の公表